

みんなで投票、みんなで参加、  
あなたの一票大切に。



- ◆ **期日前投票について**  
選挙期日前に投票する仕組みで、直接投票箱に投票用紙を入れていただきます。投票する際は、宣誓書の提出が必要となります。
- ◎ **投票期間**  
四月十一日(月)～十六日(土)
- ◎ **投票時間**  
午前八時三十分～午後八時
- ◎ **投票場所**  
下記一覧表中の該当する場所
- ◆ **不在者投票について**  
次の人は、従来どおり不在者投票をすることができます。  
① 指定病院などの施設で投票を行う人  
② 佐伯市以外の市町村で投票を行う人  
③ 選挙期日には、満二十歳に達するが、投票の時点ではまだ二十歳に達していない人
- ◎ **投票期間**  
四月十一日(月)～十六日(土)
- ※ 郵送の場合は日数を要します。ご注意ください。
- ◎ **投票時間**  
午前八時三十分～午後八時(指定病院などは午前八時三十分～午後五時)

**期日前投票の場所一覧**

投票区域	投票場所
佐伯	佐伯市役所本庁舎 別館1階
上浦	上浦振興局2階 旧選挙管理委員会室
弥生	弥生振興局1階 会議室
本匠	本匠振興局別棟1階 会議室
宇目	宇目振興局2階 第1会議室
直川	直川振興局1階 応接室
鶴見	鶴見振興局2階 会議室
米水津	米水津振興局1階 相談室
蒲江	蒲江振興局1階 旧選挙管理事務局

**問い合わせ**

- |                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| 佐伯市選挙管理委員会事務局 (電話22-3623) | 直川振興局総務室 (電話58-2111)  |
| 上浦振興局総務室 (電話32-3111)      | 鶴見振興局総務室 (電話33-1111)  |
| 弥生振興局総務室 (電話46-1111)      | 米水津振興局総務室 (電話35-6111) |
| 本匠振興局総務室 (電話56-5111)      | 蒲江振興局総務室 (電話42-1111)  |
| 宇目振興局総務室 (電話52-1111)      |                       |

# 4月17日(日)は佐伯市長選挙と 佐伯市議会議員選挙の投票日です

四月十七日(日)は、新佐伯市の市長選挙と市議会議員選挙の投票日です。どちらも、佐伯市の将来を決める上で大切な選挙です。候補者の政見などをよく聞いて、よく考えて投票しましょう。

◆ **投票できる人**

昭和六十年四月十八日以前に生まれた人で、平成十七年一月九日以前から引き続き合併前の佐伯市及び南郡に住んでおり、選挙人名簿に登録されている人。ただし、投票日前日までに、市外へ転出した人は投票できません。

◆ **投票時間**

午前7時～午後7時  
ただし、下表の投票所は閉鎖時刻を繰り上げますのでご注意ください。

◆ **投票の方法**

- ◎ **市議会議員選挙**  
選挙期日の投票、期日前投票及び不在者投票等、全ての投票について「記名式投票」です。投票用紙に候補者一人の氏名を書いてください。
- ◎ **市長選挙**  
① 選挙期日の投票については、「記名式投票」です。候補者の氏名

**閉鎖時刻を繰り上げる投票所一覧**

※表にない投票所は午後7時までです

投票区域	投票所名	閉鎖時刻
佐伯	大越、守後、石間、荒網代、日向泊、高松堀切、灘、岸河内、二栄、津志河内、青山	午後6時
上浦	全投票所	午後6時
弥生	全投票所	午後6時
本匠	第2・第4～第7投票所	午後4時
	第1・第3投票所	午後6時
宇目	全投票所	午後6時
直川	全投票所	午後6時
鶴見	全投票所	午後6時
米水津	第5投票所	午後4時
	第1～第4投票所	午後6時
蒲江	第3投票所	午後4時
	第1・第2・第4～第13投票所	午後6時

が印刷された投票用紙に○印をつける方法です。備え付けの器具を使い、自分が投票しようとする候補者の欄に一つだけ○印をつけてください。  
② 期日前投票及び不在者投票等については、「記名式投票」です。投票用紙に候補者一人の氏名を書いてください。

(記入例)

	○	佐伯市長選挙 投票用紙
甲	山	
野	本	
一	太	
生	郎	

投票日当日は、点線部分を二つ折りにして投票箱に入れてください。

◎ **投票場所**  
不在者投票管理者の指定する場所

◆ **郵便による投票について**

身体に重度の障害があり、投票所で直接投票できない人は、郵便により投票ができます。ただし、一定の制限があり、あらかじめ申請をしてお早めにお問い合わせください。

お詫びと訂正

市報三月十五日号十ページの選挙欄の記載内容について誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。  
《訂正箇所》  
◆ **投票できる人**  
誤：昭和六十年四月十八日以前に生まれた人で、平成十六年一月九日以前から引き続き…  
正：昭和六十年四月十八日以前に生まれた人で、平成十七年一月九日以前から引き続き…